

道路土工構造物定期点検業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

高槻市 都市創造部 道路課

委託業務名	道路土工構造物定期点検業務委託
業務場所	高槻市 市内一円
履行期間	契約締結の日から令和8年 2月27日

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、道路利用者及び第三者被害のおそれのある事故や不具合を未然に防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とし、高槻市が管理する道路土工構造物（のり面、擁壁）について、近接目視にて点検を行い、その変状を把握するとともに措置の必要性の判断を行うものである。

第2条 適用

1. 本特記仕様書は、高槻市が施行する「道路土工構造物定期点検業務委託」に適用する。
2. 本業務は、主に大阪府都市整備部「測量、調査作業及び業務委託等必携」、「測量業務共通仕様書」および「設計業務等共通仕様書」などにに基づき施行する。ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以後、府契約書という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第3条 管理技術者

1. 管理技術者は、必携の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設一道路の選択科目に限る または 建設部門：道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ② R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ③ 建設コンサルタント技術管理者認定（技術士部門と同様の部門に限る）を受けた者。
2. 「制限付一般競争入札参加申請書」に記載された管理技術者を配置すること。なお、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
 - ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
 - ・当該技術者が死亡した場合
 - ・当該技術者が退職した場合
 - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
 - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
 - ・その他の理由による場合
3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第4条 照査技術者

1. 照査技術者は、必携の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設一道路の選択科目に限る または 建設部門：道路の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ② R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ③ 建設コンサルタント技術管理者認定（技術士部門と同様の部門に限る）を受けた者。
2. 照査技術者は、原則として変更できない。なお、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。
 - ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
 - ・当該技術者が死亡した場合
 - ・当該技術者が退職した場合
 - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
 - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
 - ・その他の理由による場合
3. 技術者を変更する場合は、第1項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

第5条 提出書類

1. 受注者は、業務の着手及び完了等にあたり、発注者が指定した様式により、下記の書類を提出しなければならない。
2. 提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 業務工程表	期日	契約後速やかに
(2) 管理技術者及び照査技術者届	〃	〃
(3) 管理技術者及び照査技術者経歴書	〃	〃
(4) 着手届	〃	着手した日
(5) 担当技術者届	〃	契約後速やかに
(6) 担当技術者経歴書	〃	〃
(7) 業務委託内訳書	〃	〃
(8) 請求内訳書	〃	請求しようとする日
(9) 完了届	〃	業務完了の日
(10) 引渡書	〃	引渡しの時
(11) 請求書	〃	請求しようとする日

第6条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

第7条 資料等の貸与及び返却

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	数量	貸与場所	返却場所	適用
令和2年度 高槻市道路土工 構造物等定期点検業務委託 成果品	一式	高槻市役所 道路課	高槻市役所 道路課	

その他必要に応じて、上記以外の関係資料を貸与するものとする。

第8条 土地への立入り等

1. 受注者は、調査のためやむを得ず公有地及び私有地に立入る必要がある場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯するものとする。
2. 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
3. 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、発注者が交付するものとする。

第9条 成果の提出

成果品は以下の媒体及び部数を提出するものとする。

なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- 報告書（紙媒体） : 1部
- 報告書（電子データ） : 2部（CD-RもしくはDVD-R）

第10条 検 査

検査職員は、発注者及び管理技術者の立会の上、契約工期内に本業務の成果品の検査を行うよう努めるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

第11条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は、必携に定めるものの他、次によるものとする。

- ① 道路土工構造物点検要領 平成29年8月 国土交通省 道路局
- ② 防災カルテ作成・運用要領 平成8年12月 財団法人 道路保全技術センター

その他、監督職員から指定があった場合は、それに従うものとする。

第12条 作業区分

本業務の作業区分は、昼間作業とする。

ただし、現場条件又は関係機関との協議等により作業区分に変更を要する場合は、発注者と協議するものとする。

第13条 疑 義

本特記仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

第2章 業務内容

第14条 道路土工構造物等定期点検業務

1. 点検対象施設

本業務の点検対象施設は、下記のとおりとする。詳細については、点検対象施設一覧表、全体位置図および詳細位置図のとおりとする。

のり面	・・・	1	区域
擁壁	・・・	28	区域

2. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、本業務の全体計画を立案し、業務計画書としてとりまとめる。また、過年度成果や関連資料等の収集整理を行う。

(2) 定期点検

① 現地点検に際しての準備

現地点検に先立って現地踏査を行い、点検対象施設の立地条件、交通状況、交通規制の要否、近接目視点検の手段等について、現場の概況を調査し記録するとともに、過年度の点検結果資料等を活用し、現地の点検計画を作成する。また、必要に応じて関係機関との協議用資料、説明用資料を作成する。

② 現地点検（状態の把握）及び診断

点検要領（道路土工構造物点検要領 平成29年8月 国土交通省 道路局）に基づき、近接目視にて点検を行うとともに、過年度の点検結果も踏まえ、対象施設の健全性の診断を行う。また、必要に応じて点検表等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。なお、近接目視が困難な場合は、遠方目視とする。

(3) 点検表作成

点検結果及び診断結果について、点検要領に定める点検表を作成し記録する。

(4) 報告書作成

本点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等を報告書としてとりまとめる。また、点検結果を本市が保有する台帳システムへ反映するため、その電子データの作成（エクセルファイル）・整理を行うものとする。電子データのフォーマットは別途指示する。

以上

点検対象施設一覧表

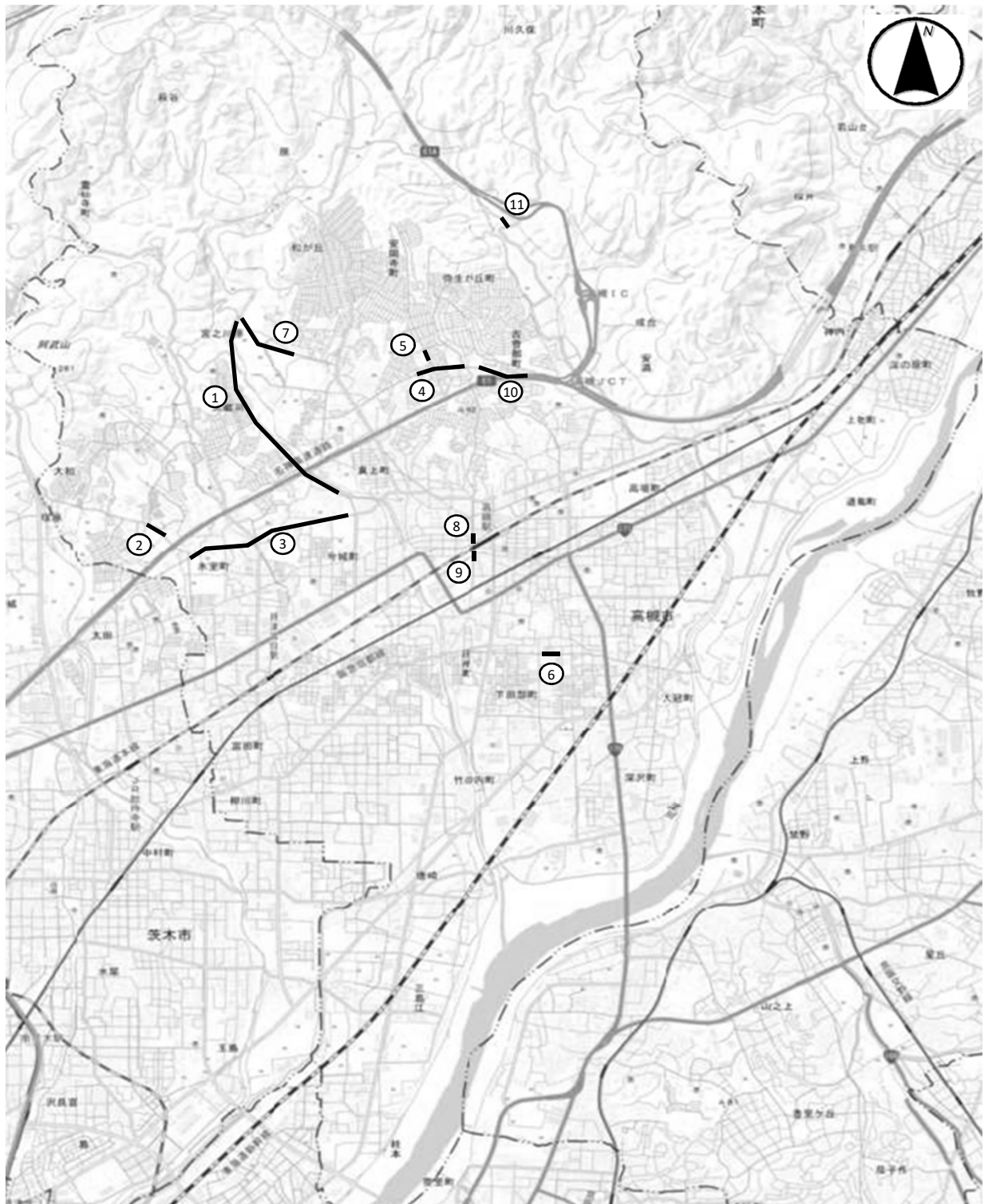
No.	区域 番号	路線 番号		枝 番号	路線名	施設種別	最大高さ (m)	延長 (m)
1	1	1	-	1	辻子下の口線	擁壁	3.0	286
2	2	1	-	2	辻子下の口線	擁壁	2.7	24
3		1	-	3	辻子下の口線	擁壁	2.8	35
4	3	1	-	4	辻子下の口線	擁壁	4.7	232.8
5	4	1	-	5	辻子下の口線	擁壁	2.0	186
6	5	2	-	1	宮田塚原線	擁壁	2.7	90
7	6	3	-	1	郡家茨木線	擁壁	1.5	83
8	7	3	-	2	郡家茨木線	擁壁	1.2	41
9		3	-	3	郡家茨木線	擁壁	0.6	23
10	8	3	-	4	郡家茨木線	擁壁	1.5	16
11	9	3	-	5	郡家茨木線	擁壁	1.6	16
12	10	3	-	6	郡家茨木線	擁壁	1.0	54
13	11	3	-	7	郡家茨木線	擁壁	1.9	70
14	12	4	-	1	南平台日吉台2号線	擁壁	3.2	86
15	13	4	-	2	南平台日吉台2号線	擁壁	4.1	109
16	14	5	-	1	高槻駅原線	擁壁	4.7	157
17	15	6	-	1	中小路津之江線	擁壁	1.4	29
18		6	-	2	中小路津之江線	擁壁	1.5	13
19	16	7	-	1	下の口日吉台線	擁壁	2.1	38
20		7	-	2	下の口日吉台線	擁壁	0.9	13
21	17	7	-	3	下の口日吉台線	擁壁	1.9	52
23	18	7	-	4	下の口日吉台線	擁壁	2.5	155
22	19	7	-	5	下の口日吉台線	擁壁	1.4	44
24		7	-	6	下の口日吉台線	擁壁	3.8	91.5
25	20	7	-	7	下の口日吉台線	擁壁	3.7	43
26	21	7	-	8	下の口日吉台線	擁壁	2.2	48
27	22	7	-	9	下の口日吉台線	擁壁	4.0	24
28		7	-	10	下の口日吉台線	擁壁	4.0	29
29		7	-	11	下の口日吉台線	擁壁	1.5	31
30		7	-	12	下の口日吉台線	擁壁	1.4	97
31		7	-	13	下の口日吉台線	擁壁	3.4	80
32		7	-	14	下の口日吉台線	擁壁	3.4	31

点検対象施設一覧表

No.	区域 番号	路線 番号		枝 番号	路線名	施設種別	最大高さ (m)	延長 (m)
33	23	8	-	1	芥川町107号線	擁壁	6.3	101
34	24	8	-	2	芥川町107号線	擁壁	6.3	101
35	25	9	-	1	上田辺町4号線	擁壁	5.0	45.8
36	26	9	-	2	上田辺町4号線	擁壁	4.9	51.3
37	27	10	-	1	南平台日吉台3号線	擁壁	9.0	19.7
38		10	-	2	南平台日吉台3号線	擁壁	10.0	126.8
39		10	-	3	南平台日吉台3号線	擁壁	11.5	135.8
40		10	-	4	南平台日吉台3号線	擁壁	9.0	135.8
41		10	-	5	南平台日吉台3号線	擁壁	5.0	59.5
42		10	-	6	南平台日吉台3号線	擁壁	4.0	23.7
43	28	10	-	7	南平台日吉台3号線	擁壁	5.0	108
44		10	-	8	日吉台成合線	擁壁	5.0	101
45	29	11	-	1	原成合線	のり面	23.9	160

※最大高さ及び延長は簡易計測による数値である。

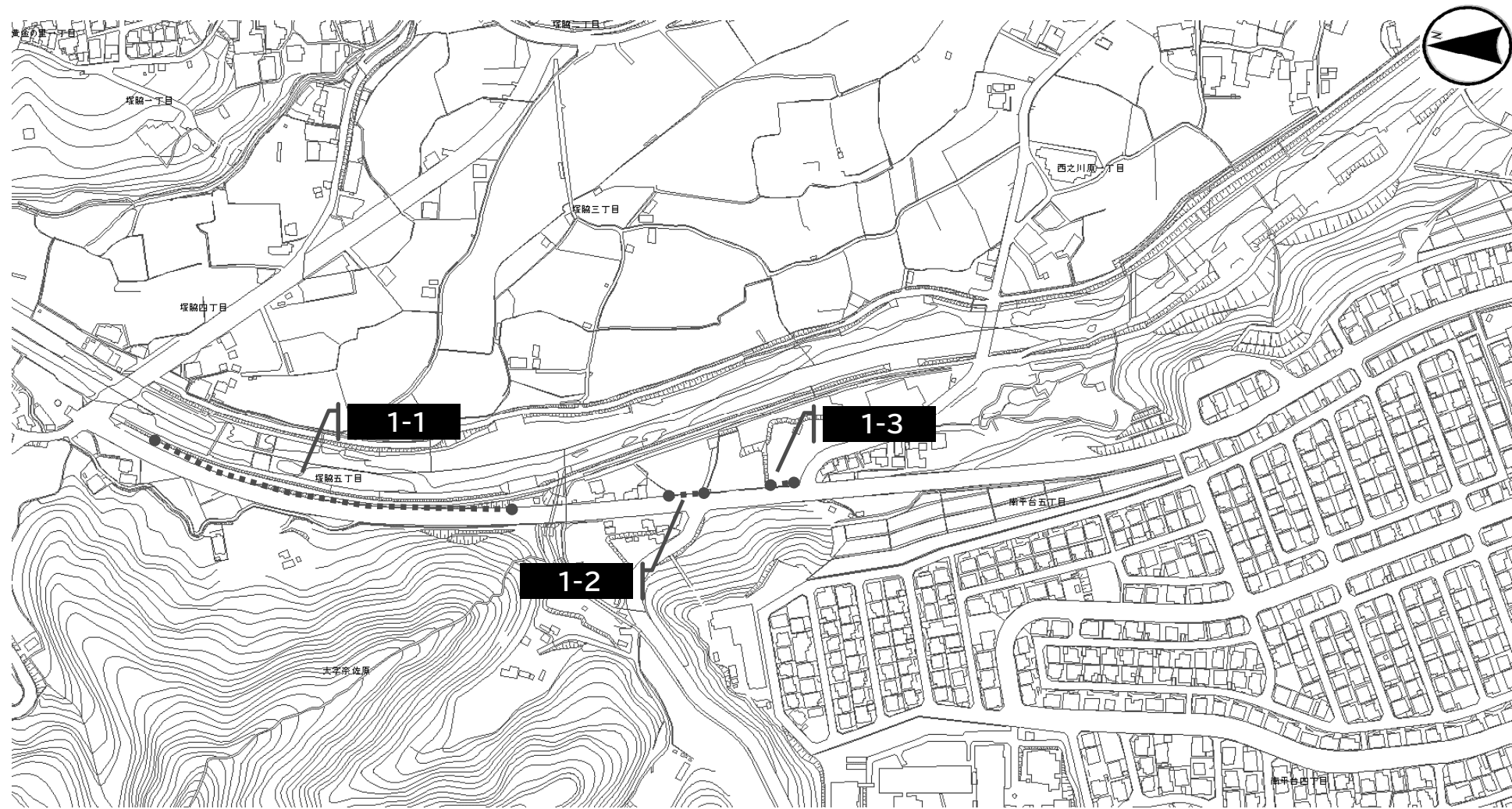
全体位置図



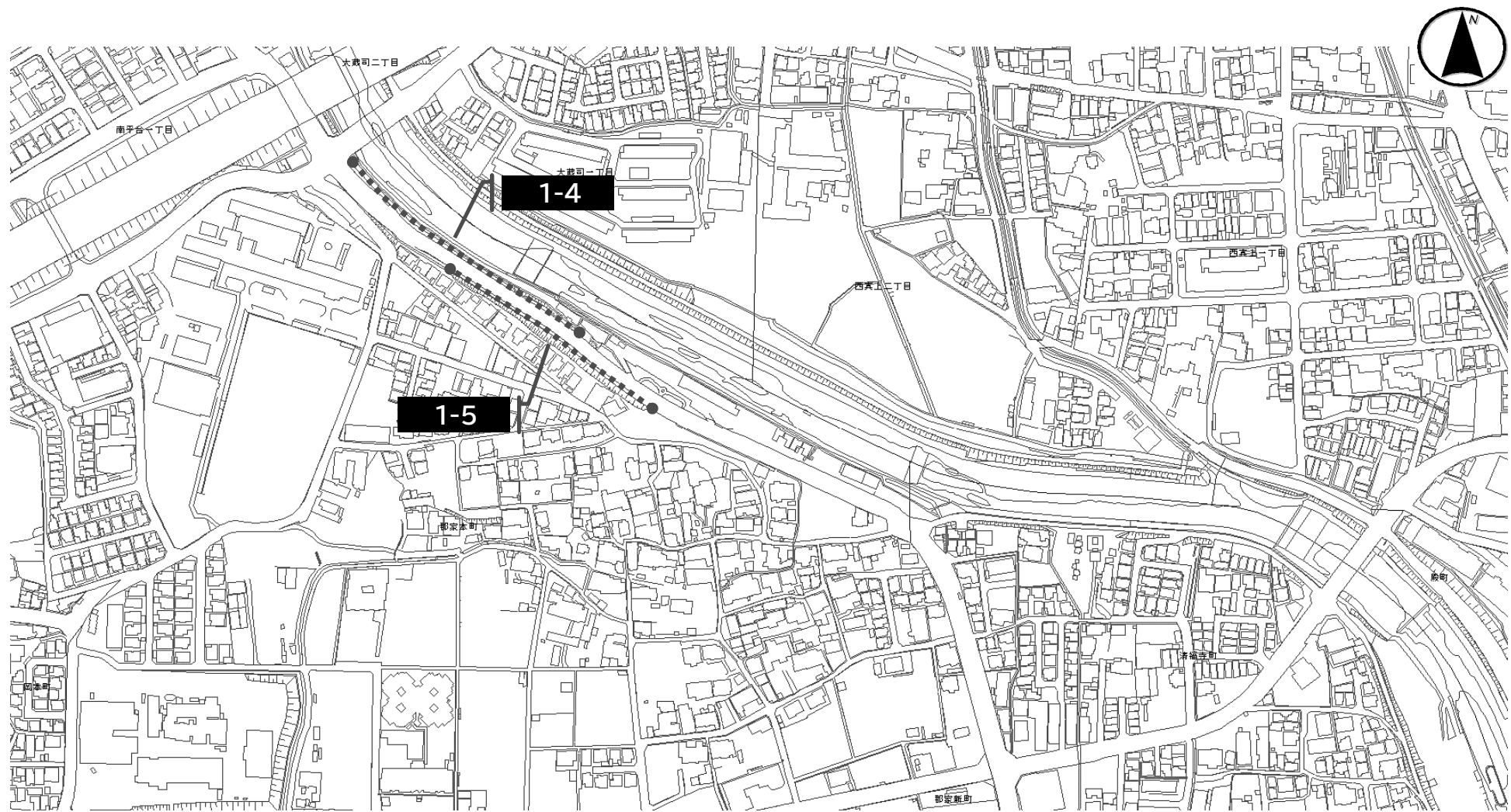
※①～⑨は路線番号である。

詳細位置図

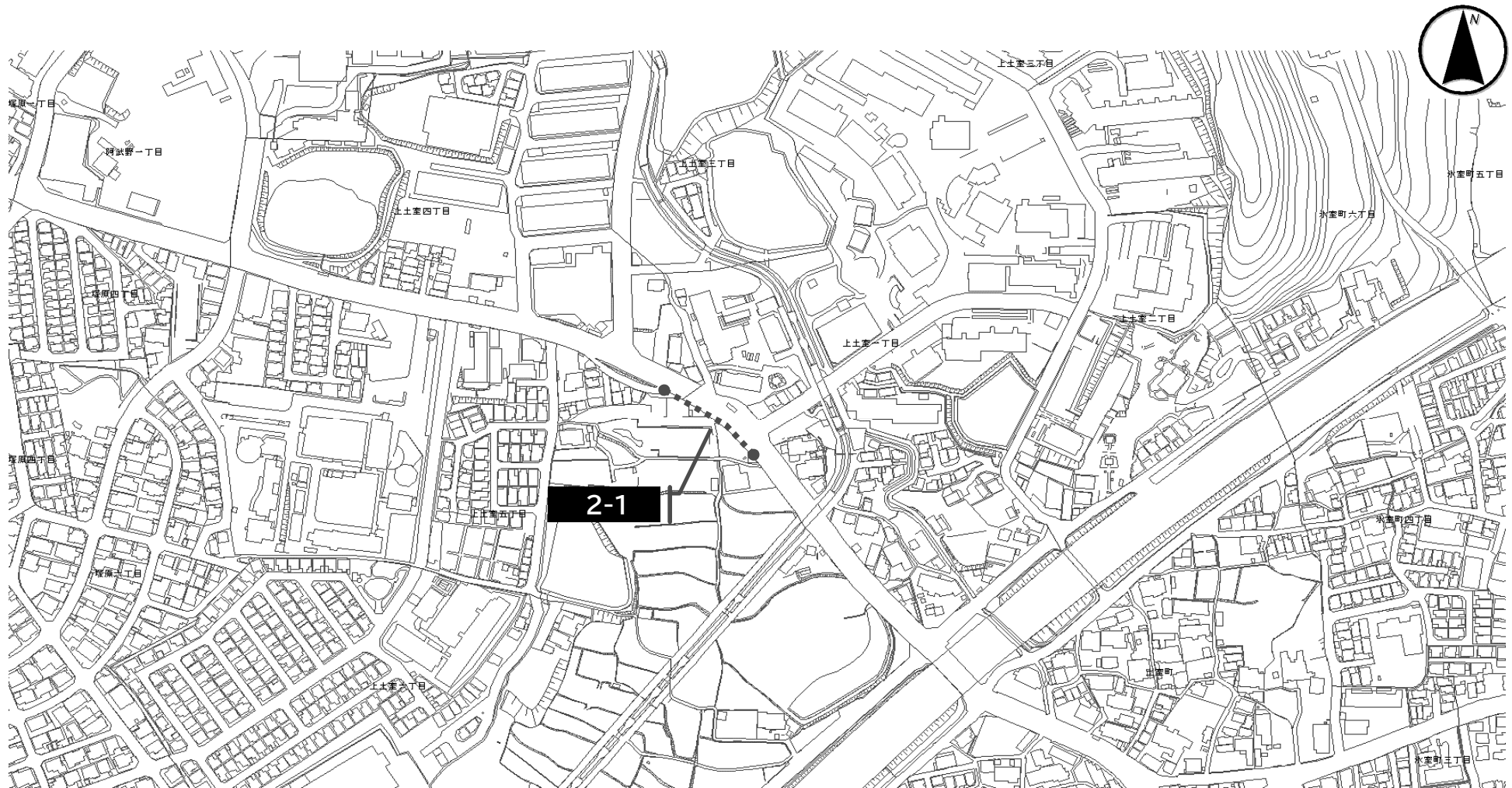
01. 辻子下の口線



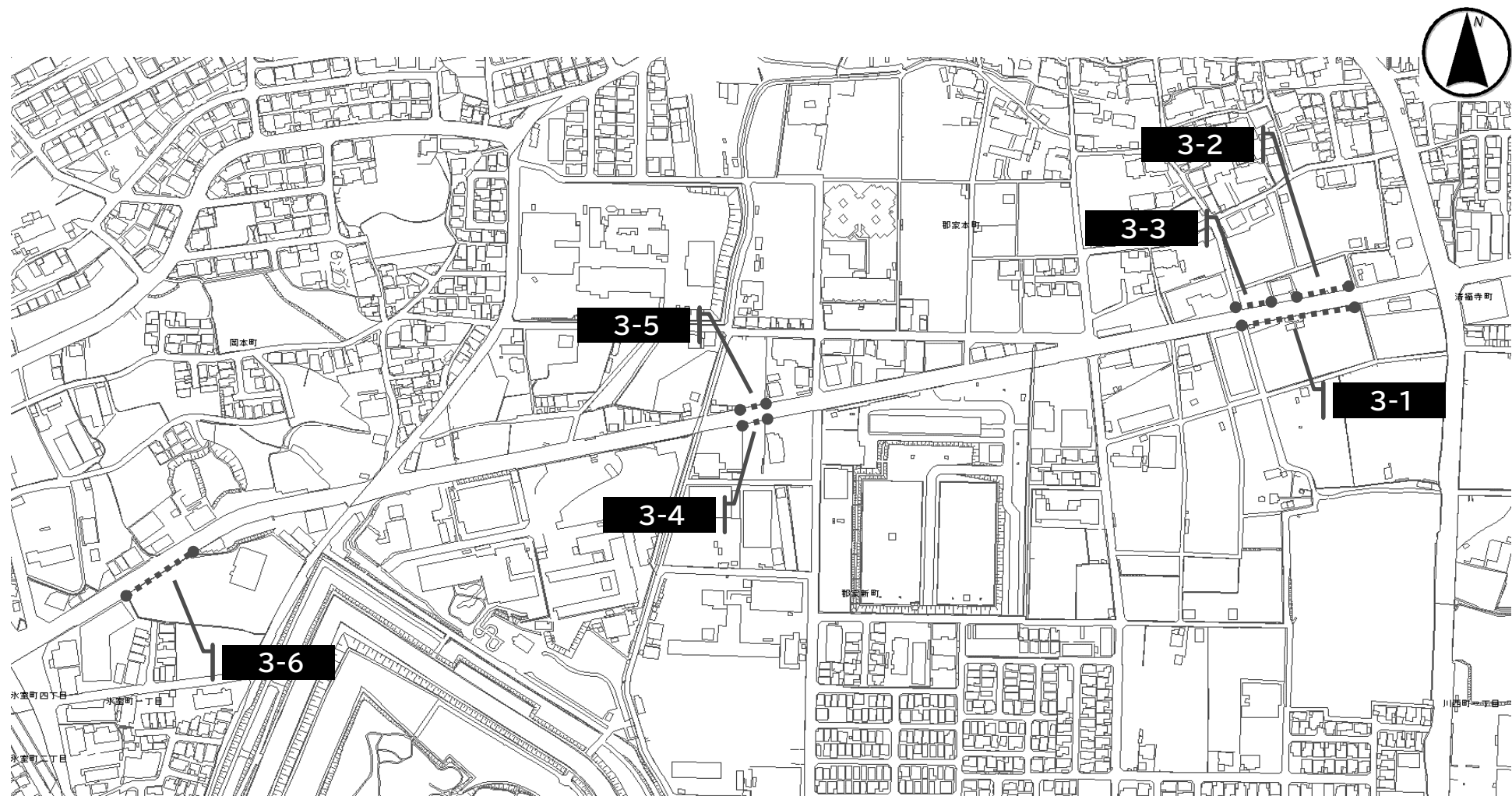
01. 辻子下の口線



02. 宮田塚原線



03. 郡家茨木線

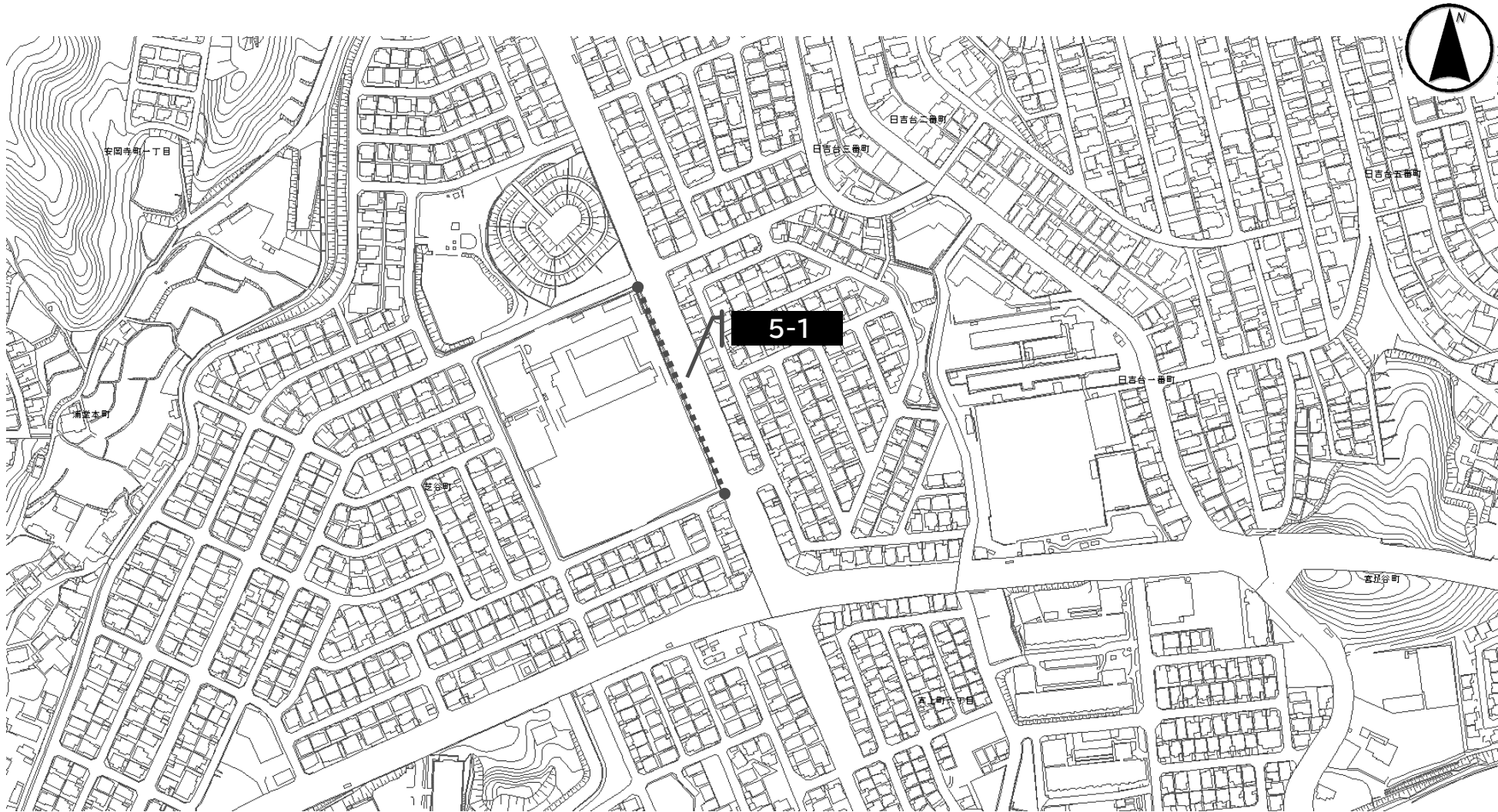




04. 南平台日吉台2号線



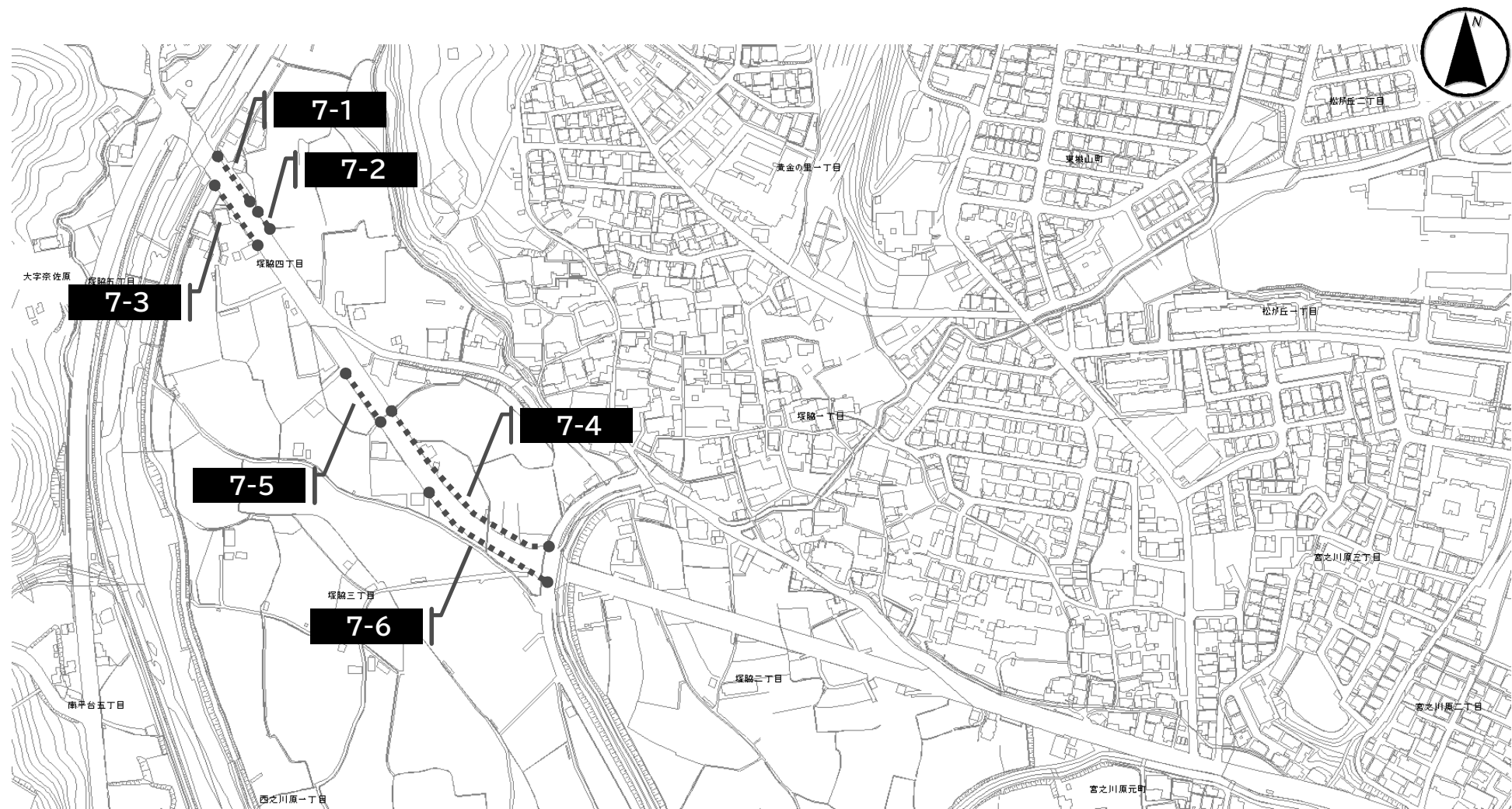
05. 高槻駅原線



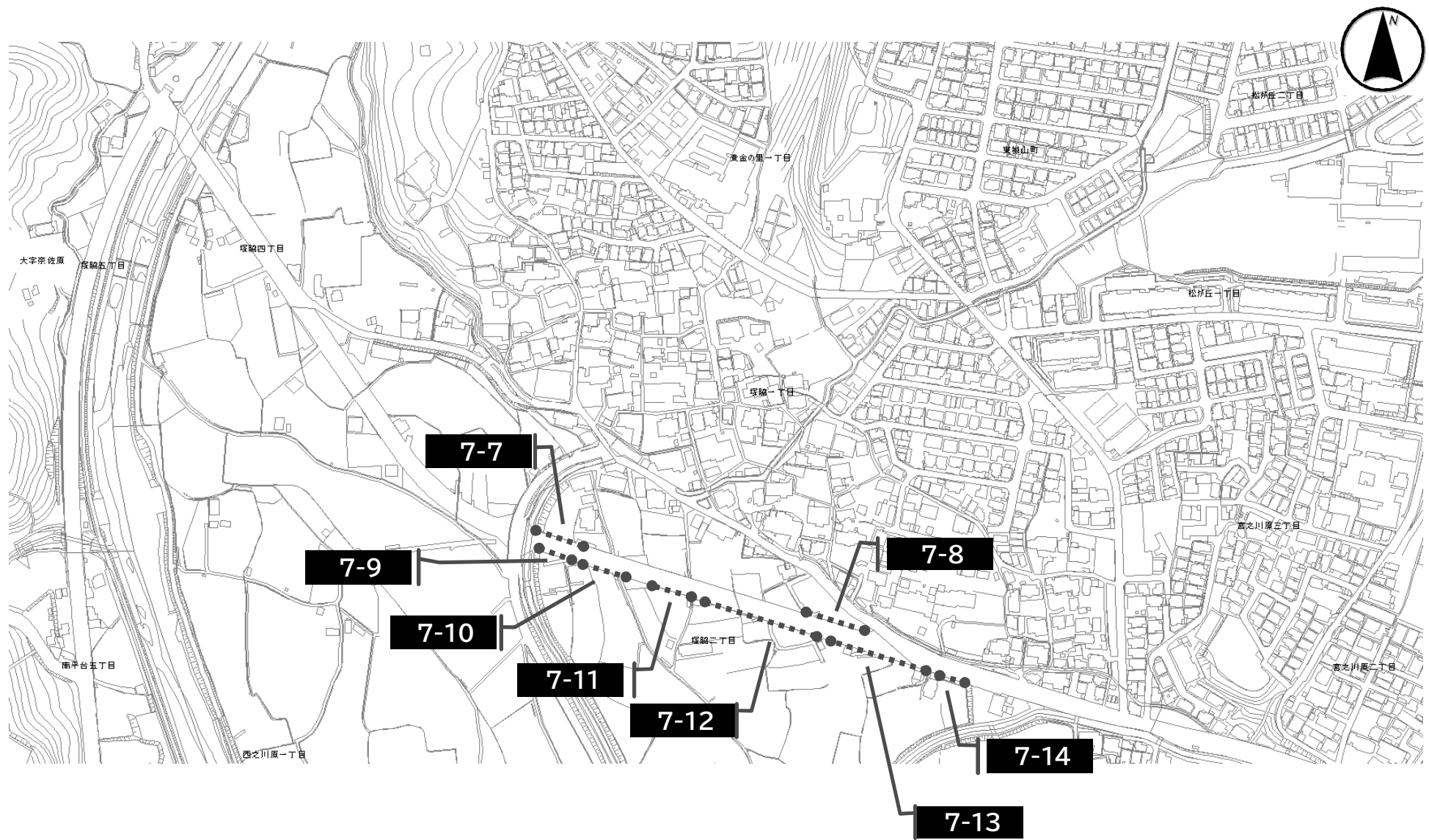
06. 中小路津之江線



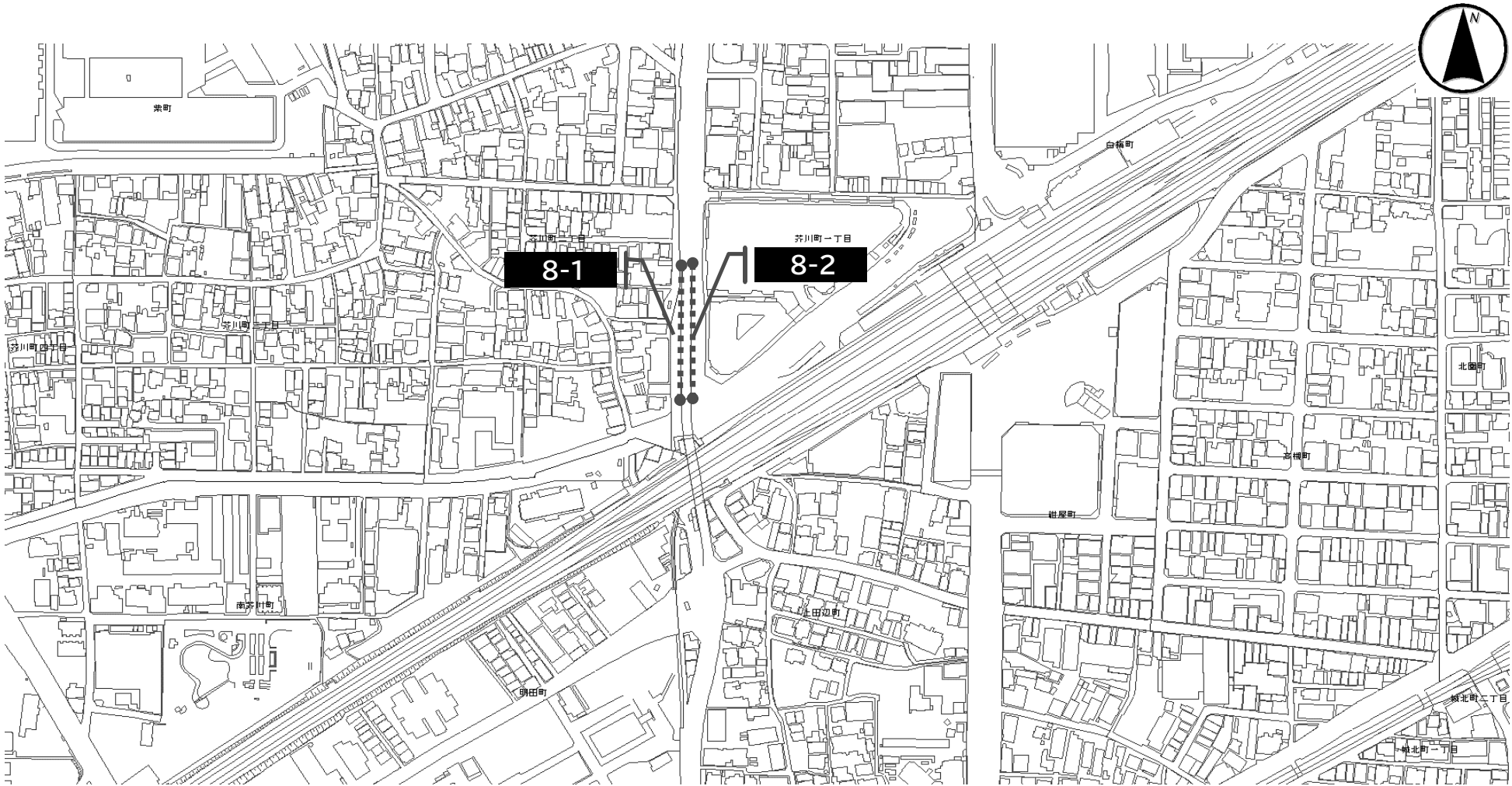
07. 下の口日吉台線



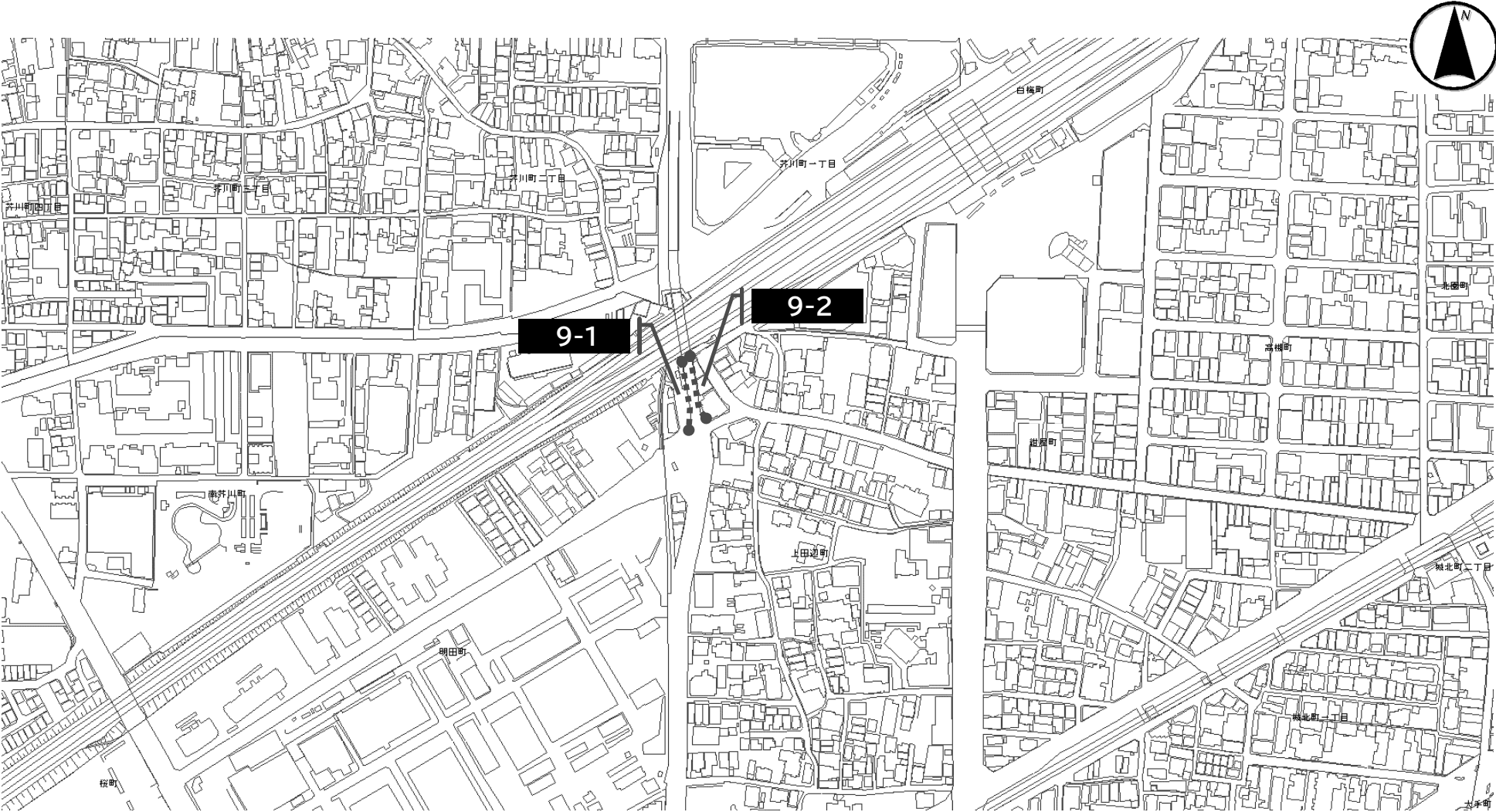
07. 下の口日吉台線



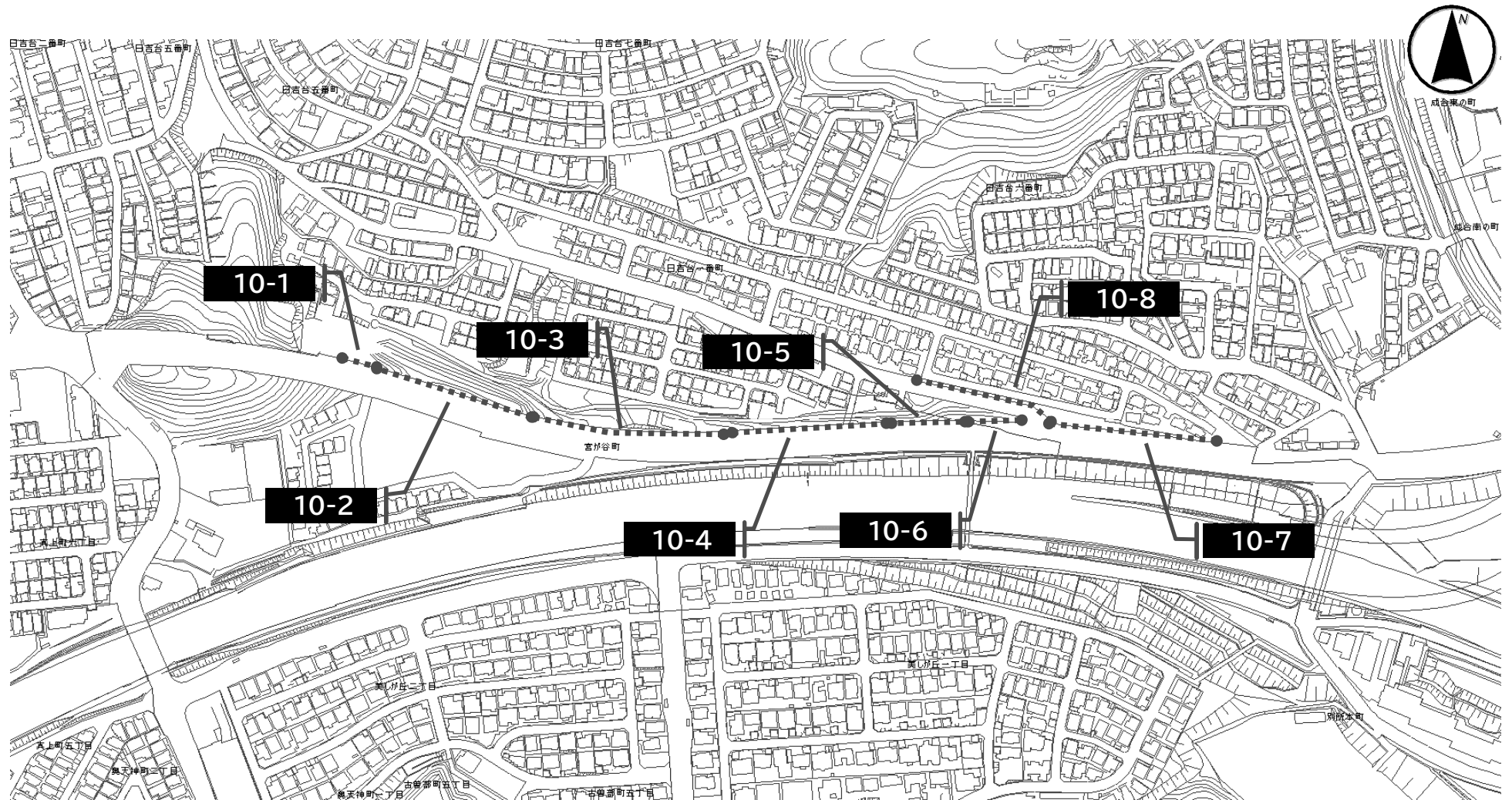
08. 芥川町107号線



09. 上田辺町4号線



10. 南平台日吉台3号線および日吉台成合線



11. 原成合線

